

1 Irvine Special Education Local Plan Area

2
3 Irvine Unified School District

4
5 特別教育地域計画分野
6 学校区

7
8 御父母様・保護者・代理養育者様へのお知らせ
9 手続上の保護措置の通知

10
11 本通知は、貴殿のお子様¹が特別教育サービスを受けている、または
12 特別教育を受ける可能性があるとの報告を受け、御父母様、法定保護者、
13 代理養育者様、または法廷が任命した教育権保有者である貴殿に送付いた
14 しました。この情報は、個別障害者教育法（IDEA）の下で要求されている
15 手続上の保護措置の通知（通知）です。IDEA は連邦法であり、以下に定
16 義されるように、学校区に対して資格のある障害児に「無料で適切な公的
17 教育」（FAPE）を提供することを義務づけています。本通知は、18 歳で
18 これらの権利を持つ学生にも提供されます。本通知の目的は、連邦法およ
19 び州法に基づき、障害児の保護者様としての貴殿の権利を説明すること
20 です。カリフォルニア州では、出生から 22 歳の誕生日までの障害のある学
21 生に特別教育が提供されます。連邦法と州法は、特別教育の提供、サービ
22 スの評価、および識別のための手続全体を通して、貴殿と貴殿のお子様を
23 保護します。障害児の保護者様には、個別教育プログラム（IEP）の作成
24 を含む IEP プロセスに参加する権利、および FAPE 利用の可能性や、公
25 立・私立のプログラムを含む利用可能な代替プログラムについて情報を得
26 る権利があります。

27
28 本通知書のコピーは、1 学年度に 1 回のみ配布されます。ただし、
29 (1) 最初の紹介または貴殿からの評価の依頼があった場合、(2) 学年度
30 で最初の申し立て、または適正な手続きに準拠した申し立てを受理した時
31 点、(3) 懲戒異動の決定が下された場合、(4) 貴殿の要求があった場合
にも、本通知のコピーを受け取ることができます。明らかに実行不可能な
場合を除き、貴殿には本通知を、貴殿の第一言語/母国語、または他の伝
達手段で受け取る権利があります。貴殿の第一言語/母国語またはその他
の伝達手段が書記言語でない場合には、本通知を口頭で翻訳することがで

1 きます。[オプション：本通知のコピーは、_____ 学区のウェブ
2 サイト www.iusd.org に掲載されています。] 以下の定義は、ここで提供さ
3 れる権利の通知を理解するのに役立つでしょう。

4 (合衆国法典第 20 編第 1415(d) 条、連邦規則集第 34 巻第 300.29 条および
5 第 300.504 条、教育法第 56021.1(a) 条、56301(d)(2) 条、56321(b) 条、
6 56506(a) 条)

8 定義

9 **障害児**とは、特別な支援の必要性がある個人とも称され、連邦法および州法
10 によって、知的障害、聴覚障害（難聴を含む）、スピーチまたは言語障害、
11 視覚障害（盲目を含む）、情緒障害、整形外科的障害、自閉症、外傷性脳損
12 傷、他の身体障害、特定の学習障害、視聴覚障害、または重複障害のために
13 特別教育および関連サービスを必要とする子供と定義されています。

14 (合衆国法典第 20 編第 1402(3) 条、連邦規則集第 34 巻第 300.8 条、教育法
15 第 56026 条、カリフォルニア州規則集 (CCR) 第 5 巻第 3030 条)

17 **評価**とは、州法および連邦法に基づき、様々な評価テストや尺度を用いて、
18 特定の子供に障害があるかどうか、また、その子供が教育の恩恵を受けるた
19 めに必要とされる特別教育や関連サービスの性質や程度を判断することを意
20 味します。評価テストツールは、子供たちのために個別に選択され、学区
21 に雇用されている、または学区が契約している、訓練を受けた知識豊富な
22 専門家によって管理されます。これらのテストには、学校環境下ですべての
23 子供たちに与えられる基本的なテストは含まれていません。

24 (連邦規則集第 34 巻第 300.15 条、300.304～300.311 条、教育法第
25 56302.5 条および 56320 条)

27 **個別教育プログラム (IEP)** とは、貴殿のお子様を担当する IEP チームが作
28 成した文書で、少なくとも以下の内容が含まれているものと定義されます。

29 (1) 現在の学業成績と機能的能力のレベル、 (2) 測定可能な年次目
30
31

1 標、(3) 年次目標達成に向けたお子様の進捗状況の測定方法、および年
2 次目標達成に向けたお子様の進捗状況を定期的に報告する時期についての
3 説明、(4) お子様を提供される特別教育と関連サービス、補助支援とサ
4 ービスについての説明、(5) 障害のない子供たちが受ける一般教育プロ
5 グラムへの不参加範囲の説明、(6) 州や学校区全体の評価でお子様の学
6 業成績や機能的能力を測定するために必要な個別の適切な補助の記述、
7 (7) IEP に含まれるプログラム、サービス、修正の開始予定日、予想され
8 る期間、頻度、場所。

9 (合衆国法典第 20 編第 1414(d) 条、連邦規則集第 34 巻第 300.22 条、
10 300.320~300.324 条、教育法第 56345 条)

11
12 **無料で適切な公的教育 (FAPE)** とは、以下のような特別教育と関連サービ
13 スを指します。(1) 公費により、公的な監督と指示に従って無料で提供
14 されるもの、(2) カリフォルニア教育局 (CDE) の基準を満たしているも
15 の、(3) 子供が教育の恩恵を受けるために作成された IEP 文書に準拠し
16 て提供されるもの、(4) 州の適切な幼稚園、小学校、中等教育プログラ
17 ムで提供されるもの、または学校区内に適切なプログラムがない場合は私
18 立の学校で提供されるもの。

19 (合衆国法典第 20 編第 1402(9) 条、連邦規則集第 34 巻第 300.17 条、教育
20 法第 56040 条)

21
22 **最も制限の少ない環境 (LRE)** とは、障害児が適切な範囲で障害のない子
23 供たちと一緒に教育を受ける環境です。具体的には、補助支援やサービ
24 スを使用しても、障害の性質や重症度により、通常の学級での教育目標を満
25 足に達成できない場合に限り、特別学級、別学級などを利用する、つまり
26 必要な範囲に限って通常の教育環境からの障害児の排除が行われることを
27 意味します。

28 (合衆国法典第 20 編第 1412 (a) (5) 条、連邦規則集第 34 巻第 300.114
29 条、教育法第 56040.1 条)

1 **関連するサービス**とは、障害児が特別教育の恩恵を受けるために必要な交
2 通手段、および発達上の、矯正、支援サービスを意味し、それには障害の
3 早期発見と評価テストが含まれます。関連するサービス（特別教育の必要
4 な学生の支援）には、以下も含まれます。

- 6 1. 言語病理学および聴覚学のサービス。
- 7 2. 通訳サービス。
- 8 3. 心理学的サービス。
- 9 4. 理学療法及び作業療法。
- 10 5. 治療的レクリエーションを含むレクリエーション。
- 11 6. リハビリテーションカウンセリングを含むカウンセリング・サ
12 ービス。
- 13 7. 視覚障害者に対する移動支援サービス。
- 14 8. 学校保健サービスおよび学校看護師サービス。
- 15 9. 診断または評価のみを目的とした医療サービス。
- 16 10. ソーシャルワークサービス。
- 17 11. 保護者様のカウンセリングとトレーニング。

18 （合衆国法典第 20 編第 1402 (26) 条、連邦規則集第 34 巻第 300.34 条、教
19 育法第 56363 条）

21 **特別教育**とは、保護者がコストを負担することなく障害児の固有のニーズ
22 を満たすために特別に設計された指導を意味し、教室、家庭、病院や施設、
23 その他の環境で行われる指導、体育の指導などが含まれます。

24 （合衆国法典第 20 編第 1402 (29) 条、連邦規則集第 34 巻第 300.39 条、教
25 育法第 56031 条）

27 教育記録の機密性とアクセス

28 学校区内の保護者の方々には、家族の教育権利とプライバシー法
29 （FERPA）およびカリフォルニア州教育法に基づき、お子様の教育記録を
30 閲覧する権利があります。適用される州法の下で保護者様にその権限がな
31 いことを学校区が通知した場合を除き、障害児の保護者様には（権利が制

1 限されていない子供とは同居していない保護者様も含む)、連邦法および
2 州法の下で、お子様に関するすべての教育記録を確認し、レビューを行う
3 権利があります。これには、お子様の識別、評価、教育的配備、FAPE の提
4 供に関するすべての教育記録を確認し、レビューを行う権利、また、お子
5 様の IEP に関するミーティングの前、レゾリューション・セッション
6 (Due Process の最初に行われる問題解決のための交渉の場) や聴聞会の
7 前などに、不必要な遅延なく記録の説明や解釈を受ける権利が含まれます。
8 カリフォルニア州の法律では、保護者様には教育記録を確認し、コピーを
9 受け取る権利があります。また、FERPA に基づき、代理人に記録を検査し
10 てレビューしてもらう権利もあります。法廷が任命した学生の教育権を引
11 き受ける管理人が学生にいない場合に限り、これらの権利は、18 歳の誕生
12 日を迎えた時点で当該の学生に移ります。

13
14 教育記録とは、お子様に直接関係する記録であり、個人識別情報を
15 収集、維持、使用する学校区や学校区のために活動する機関、施設、また
16 は情報を取得する機関によって維持される記録です。連邦法および州法は
17 さらに、教育記録または学生の記録を、名簿情報以外の、特定可能な学生
18 に直接関連する、手書き、印刷、コンピューターメディア、ビデオまたは
19 オーディオテープ、フィルム、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、
20 またはその他の方法で記録されているかどうかにかかわらず、学校区が保
21 持するものと定めています。複数のお子様に関する情報が記録に含まれて
22 いる場合、貴殿は自分のお子様に関する記録の部分にのみアクセスするこ
23 とができます。学校区は、FERPA に従って、IDEA の下で収集、維持、また
24 は使用されている教育記録へのアクセス権を取得した学校区職員以外の当
25 時者の記録も保持しなければなりません。

26
27 学校区は、個人識別情報の収集、保管、開示、破棄の段階で、個人
28 識別情報の機密性を保護しなければなりません。個人識別情報を収集また
29 は使用するすべての者は、IDEA および FERPA の下で、州の方針と手続きに
30 関するトレーニングまたは指導を受けなければなりません。各学校区は、
31

1 個人識別情報にアクセスできる可能性のある職員の氏名と役職の最新のリス
2 ストを、一般の閲覧に提供するために維持しなければなりません。

3
4 学校区は、IDEA の下で収集、管理、使用されている個人識別情報が、
5 お子様への教育サービスの提供に必要でなくなった場合には、その旨を通
6 知しなければなりません。記録が学校区にとって不要になったとの通知を
7 受けた場合、貴殿は記録の破棄を要求することができます。これは、情報
8 によって個人を特定できなくなるよう物理的に破棄するか、記録から個人
9 の識別情報を削除することで行われます。ただし、学校区はお子様の記録
10 を永久的に保持する義務があります。

11
12 個人識別情報には、以下のようなものがあります。(1) お子様、お
13 子様の保護者様または家族の名前、(2) お子様の住所、(3) お子様の社
14 会保障番号、学生番号、裁判所ファイル番号、または生体認証記録などの
15 個人的な識別データ、(4) お子様の生年月日、出生地、母親の旧姓など
16 のその他の間接的な識別情報、(5) 個人的な特徴、または合理的な確実
17 性をもってお子様を特定することが可能なその他の情報のリスト。個人識
18 別情報を学校区職員以外の関係者に開示する場合は、FERPA に従い、保護
19 者様の同意を得なければなりません。

20
21 各学校の記録の管理者は、その学校の校長です。学校区の記録の管
22 理者は _____ です。学生の記録は、学校または
23 学校区事務所で保管することができますが、どちらかの現場での書面によ
24 る記録の要求は、すべての現場の記録の要求として扱われます。記録の管
25 理者は、学生の記録の種類と保管場所のリストを提供します(要求された
26 場合)。お子様の特別教育記録のコピーの要求は、学校区の特別教育部長
27 に行うことができます。

28
29 教育記録のレビューおよび/またはコピーは、保護者様からの要求後
30 5 営業日以内に、口頭または書面で保護者様に提供されます。手数料を請
31 求することが保護者様のコピー取得の権利を行使することを著しく妨げる

1 ことになる場合を除き、情報の検索と取得コストを除く、コピー手数料は、
2 地元の方針によって決定され、請求されます。完全な記録のコピー提供後、
3 再度同じ記録コピーを請求する場合、料金が課されます。
4

5 学校区が収集、管理、使用している教育記録の情報に不正確、誤解
6 を招く、またはお子様のプライバシーやその他の権利を侵害していると思
7 われる情報が含まれる場合は、書面で学校区に情報の修正を要求すること
8 ができます。学校区が貴殿の要求に同意した場合、要求受領後の妥当な期
9 間内に、記録は修正され、貴殿に通知されます。学校区が要求通りに情報
10 を修正することを拒否する場合、学校区は、異議を申し立てられた情報が
11 不正確であるか、誤解を招くものであるか、またはその他の方法でお子様
12 のプライバシーやその他の権利を侵害しているかどうかを判断するための
13 聴聞権を貴殿に通知します。貴殿が聴聞を要求する場合、学校区は合理的
14 な時間内に聴聞会を開きますが、それは FERPA の下での聴聞会の手続きに
15 従って行われなければなりません。
16

17 聴聞会の結果、学校区が教育記録の修正を行わないと決定した場合、
18 貴殿は、貴殿が是正措置陳述書を提出する権利があり、この陳述書は争点
19 となった記録に永久に添付され、争点となった記録が開示された場合にも、
20 記録と共に必ず、すべての当事者に提出されます。教育記録にアクセスし、
21 異議を唱える権利に関する追加情報は、学校区の保護者様・学生の権利と
22 責任に関する年次通知に掲載されています。

23 (合衆国法典第 20 編第 1232g 条、連邦規則集第 34 巻第 99.1~99.67 条、
24 第 34 巻第 300.610~300.625 条、第 300.613 条、教育法第 48980 条、
25 49060 条-49079 条、教育法第 56041.5 条、56043(n) 条、56504 条、カリフ
26 オルニア州規則集 (CCR) 第 5 巻第 432(b)(1) 条)
27

28 事前書面通知

29 学校区が貴殿のお子様の識別、評価、教育配備、またはお子様への
30 FAPE の提供を開始または変更することを提案または拒否する場合、または
31 貴殿が特別教育および関連するサービスの継続的な提供に対する同意を書

1 面で撤回する場合には、IDEA は学校区に対して、障害児の保護者様である
2 貴殿に事前に書面で通知することを要求しています。通知は、それが明らか
3 かに不可能である場合を除き、貴殿の母国語または貴殿が使用するその他
4 の伝達手段で行われ、合理的な時間内に貴殿に提供されるものとします。

5
6 事前書面通知には、以下の内容が含まれるものとします。

- 7 1. 学校区が提案した、または拒否した措置の説明。
- 8 2. 学校区がその措置を提案または拒否する理由の説明。
- 9 3. 提案された、または拒否された措置の根拠として学校区が使用
10 した各評価手続き、評価テスト、記録、報告書の説明。
- 11 4. IEP チームが検討したその他の選択肢と、それらの選択肢が否
12 定された理由の説明。
- 13 5. 学校区の提案または拒否に関連するその他の要因の説明。
- 14 6. 障害児の保護者様は、IDEA の手続き上の保護措置の下で保護さ
15 れるという説明、また、本通知が初めての評価の紹介ではない
16 場合には、手続き上の保護措置に関する説明のコピーを入手す
17 る手段。
- 18 7. この部分の規定を理解するための支援を得るために保護者様が
19 連絡を取ることができる情報源。

20 (合衆国法典第 20 編第 1415 (c) 条、連邦規則集第 34 巻第 300.503 および
21 300.300 (b) (4) 条、教育法第 56500.4 条)

22 23 保護者様のインフォームド・コンセント

24 IDEA は、貴殿のお子様障害児に該当するかどうかを判断するため
25 の初期の評価の開始前に、学校区が貴殿からインフォームド・コンセント
26 を受けることを要求しています。インフォームド・コンセントとは、貴殿
27 が母国語またはその他の伝達手段によって、貴殿が同意しようとしている
28 行為に関しすべての情報が十分に知らされていること、また貴殿が同意を
29 求められているアクティビティ（お子様の評価や教育的配備の決定など）
30 の実施を理解し、書面で同意していることを意味します。同意は任意であ
31 り、いつでも撤回することができます。同意を撤回した場合でも、その撤

1 回は遡及せず、同意がなされた後に行われた行為や、同意が撤回される前
2 に行われた行為を否定するものではありません。
3

4 初期の評価に対する貴殿の同意は、特別教育と関連サービスの配備
5 と受領に対する同意を意味したり、同意を与えたりするものではありません。
6 学校区は、特別教育と関連サービスに関し、後日別途に貴殿の同意を
7 求めることとなります。学校区は、お子様の再評価についても貴殿のイン
8 フォームド・コンセントを受ける必要がありますが、学校区が貴殿からの
9 同意を得るために合理的な措置を講じたにもかかわらず、その同意の要請
10 に回答が得られない場合を除き、再評価は実施いたしません。
11

12 貴殿が初期の評価テストに同意しない場合、または同意の要求に応
13 じられなかった場合、学校区は法の適正な手続きを用いて初期の評価テス
14 トを実施することができます。
15

16 貴殿が特別教育および関連サービスの開始に同意することを拒否し
17 た場合、学校区は特別教育および関連サービスを提供してはならず、サー
18 ビスの提供を行うために法の適正な手続きを探すこともできません。
19

20 特別教育および関連サービスの初回提供後、一旦は特別教育および
21 関連サービスに同意したものの、後に特別教育および関連サービスの継続
22 的な提供に対する同意を書面で撤回した場合は、お子様に対する特別教育
23 および関連サービスの提供を中止する前に、学校区は貴殿に事前に書面で
24 通知しなければならず、またサービスの提供を継続するために法の適正な
25 手続きを求めないものとします。お子様への特別教育と関連サービスの初
26 回提供後に貴殿が同意の取り消しを書面で提出した場合、学校区は、お子
27 様の教育記録の修正やお子様の特別教育と関連サービスの受領に関する言
28 及を削除する必要はありません。
29

30 貴殿がお子様のために特別教育と関連サービスの提供を受けること
31 に書面で同意しても、IEP の構成要素のすべてには同意しない場合、同意

1 したプログラムの構成要素については、指導とサービスが遅延なく実施さ
2 れなければなりません。貴殿が同意していない特別教育プログラムの構成
3 要素の提案が、お子様に無料で適切な公的教育を提供するために必要であ
4 ると学校区が判断した場合、学校区は聴聞会の要求を提出しなければなり
5 ません。聴聞会が行われた場合、聴聞会の決定は、決定の日から 90 日以
6 内に上訴されない限り、最終的なものであり拘束力を持つものとします。

7
8 再評価の場合、学校区は、貴殿の同意を得るための合理的な手段を
9 文書化しなければなりません。貴殿からの回答が得られなかった場合、学
10 校区は貴殿の同意なしに再評価を進めることができます。

11 (合衆国法典第 20 編第 1414(a)(1)(D)条、第 1414(c)条、第 1415 条、連邦
12 規則集第 34 編第 300.9 条と第 300.300 条、第 300.514 条と第 300.516
13 条、教育法典第 56021.1 条、第 56321(c)と(d)条、第 56346 条、第
14 56381(f)条と第 56506(e)条)

15
16 保護者が特定できず、学校区が保護者の居場所を特定して同意を得
17 ることができない場合、学校区は、障害児の保護者代理として行動する個
18 人を確実に指定する必要があります。また、一人で暮らすホームレスの青
19 少年、または裁判所が教育代理人を任命していない被扶養者または被後見
20 人である子供の場合も、代理養育者を任命することができます。

21 (合衆国法典第 20 編第 1415(b)(2)条、連邦規則集第 34 卷第 300.519 条、
22 教育法典 56050 条、カリフォルニア州法廷規則第 5.650 条)

23 24 評価手続きにおける保護

25 連邦法では「評価」、カリフォルニア州法では「評価テスト」とい
26 うこれらの言葉は、学校区職員によって本通知の中で同義的に使用される
27 場合があります。学校区は、貴殿の書面による評価依頼書を含む特別教育
28 の紹介を受けてから 15 日以内に、書面による評価テスト計画書または事
29 前書面通知書を貴殿に提供しなければなりません。評価テスト計画をレビ
30 ューし、書面による評価実施を学校区に同意するために、貴殿には最低 15
31 日間の猶予が与えられます。提案された評価テスト計画は、明らかに実行

1 不可能である場合を除き、貴殿の母国語または使用する他の伝達手段で貴
2 殿に提供されますが、それには、実施される評価テストの種類、評価テス
3 トからの教育プログラムの開発は貴殿の同意なしにはなされないことの通
4 知、利用可能な独立した評価テストと貴殿が検討したい評価テスト情報
5 を含む最近実施された評価テストの説明、貴殿のお子様の第一言語とお子
6 様の第一言語の習熟度を示す情報が含まれます。貴殿は、障害が疑われる
7 追加分野の評価テストを要求することができます。その後、学校区は、貴
8 殿の書面による同意を受け取ってから 60 日以内に評価テストを完了し、お
9 子様の教育上の必要性を判断するための IEP を作成しなければなりません。
10 ただし、このタイムラインは、学校の休日や休暇の期間中、お子様の評価
11 テストを貴殿が拒否した場合、またはお子様が他の学校区に転校し、貴
12 殿と転校先の学校区が評価を完了する具体的時期について同意した場合、延
13 長されます。

14
15 IDEA は、評価実施の際、学校区は以下のことを行うと定めています。

- 16
17 1. 様々な評価テストツールと戦略を使用して関連する機能的、発
18 達的、学術的な情報を収集します。その情報には、お子様が障
19 害児であるかどうかを判断するのに役立つかもしれない保護者
20 様からの情報や、お子様が一般的カリキュラムに参加して進歩
21 できるようにするための情報、または就学前のお子様の場合は
22 適切なアクティビティに参加できるようにするための情報など
23 のお子様の IEP の内容が含まれます。
- 24 2. 単一の手続きを、お子様が障害児であるかどうかの決定、また
25 はお子様のための適切な教育プログラムの決定のための唯一の
26 基準として使用することはありません。
- 27 3. 身体的または発達の要因に加えて、認知的要因および行動的要因
28 の相対的な寄与を評価することができる技術的に健全な方法を
29 使用します。
30
31

1 学校区はまた、お子様の評価に使用されるテストやその他の評価資
2 料が、人種、文化、または性別において差別的でないように選択され、実
3 施されていること、また、それが明らかに実行不可能である場合を除き、
4 お子様の母国語またはその他の伝達手段で提供され、実施されていること
5 を確認するものとします。お子様に与えられる標準化テストは、使用され
6 る特定の目的のために検証され、訓練を受けた知識豊富な職員やテストの
7 作成者が提供する指示に従って管理されるものとします。貴殿のお子様は、
8 障害が疑われるすべての分野で評価テストを受け、学校区は、お子様の教
9 育上の必要性を判断する際に直接役に立つ関連情報を提供する、評価テス
10 トツールと戦略を使用します。評価資料の配布が完了した時点で、お子様
11 が障害児であるかどうかの判断は、貴殿と IEP チームを構成する有資格の
12 専門家によって行われます。評価報告書のコピーと適格性の決定の文書が
13 貴殿に渡されます。

14
15 適格性の決定の際、読み書きや算数の指導が不足していることや、
16 英語力が限られていることを理由に、お子様が障害児であると判断される
17 ことはありません。

18
19 初期評価の一環として（適切な場合）、また本項に基づく再評価の
20 一環として、IEP チームおよびその他の有資格の専門家は、適切な場合に
21 は以下のことを行います。

- 22
23 1. 貴殿が提供する評価や情報、現在の教室での評価や観察、教師
24 の観察など、お子様に関する既存の評価データをレビューしま
25 す。
- 26 2. そのレビューに基づき、貴殿からの意見をもとに、以下の決定
27 に必要な追加データがあれば、それを特定します。
 - 28 a. お子様に特定の障害があるかどうか、またはお子様の再
29 評価の場合には、そのお子様にそのような障害とそれ
30 に対する教育上の必要性が現在も継続しているかどうか。
 - 31 b. お子様の現在の能力のレベルと関連する発達上の必要性。

- 1 c. お子様が特別教育と関連サービスを必要としているかど
2 うか、またはお子様の再評価の場合には、そのお子様が
3 引き続き特別教育と関連サービスを必要としているかど
4 うか。
- 5 d. お子様が IEP で設定された測定可能な年次目標を達成し、
6 一般的カリキュラムに適切に参加できるようにするため
7 に、特別教育と関連するサービスに追加や修正が必要か
8 どうか。
- 9

10 通常、3年ごとに再評価が必要とされます。しかし、お子様が継続し
11 て障害児とされるか、およびお子様の教育上の必要性を判断するための追
12 加データは必要ないと IEP チームが判断した場合、学校区はそのように判
13 断した理由について、貴殿に通知します。本通知を受け取った後、貴殿は
14 お子様の再評価を要求することができます。学校区は貴殿から再評価の要
15 求がない場合、お子様の再評価を実施しません。

16

17 貴殿のお子様がもはや障害児ではないと判断する前に、学校区は上
18 記の手順に従って評価テストを実施しなければなりません。
19 (合衆国法典第 20 編第 1414 条、1415 条、連邦規則集第 34 巻第 300.301～
20 300.306 条、教育法第 56320 条、56321 条、56329 条、56381 条、カリフォル
21 ニア州規則集第 5 巻第 3022 条)

22

23 独自教育評価

24 学校区の評価が完了した後、学校区のお子様の評価に同意できず、
25 その旨を学校区に通知した場合、貴殿は学校区の費用で独自教育評価を要
26 求する権利を有します。独自教育評価を要請した場合、学校区は、独自教
27 育評価を受けることができる場所について、また独自教育評価に適用され
28 る学校区の基準についての情報を提供します。保護者様には、保護者様が
29 同意しない評価を学校区が実施する際に、公費で実施される独自教育評価
30 を 1 回のみ受ける権利があります。しかし、学校区が独自教育評価テスト
31 の必要性に同意しない場合、学校区は、貴殿の独自教育評価の要求に異議

1 を唱え、学校区の評価が適切であることを示すために、聴聞官の前での聴
2 聞会を要求しなければなりません。学校区が勝った場合でも、貴殿は独自
3 評価を受ける権利を有しますが、公費で賄うことはできません。貴殿が自
4 費で独自教育評価を受けることを選択した場合、評価テストの結果を学校
5 区は考慮しなければなりません。独自教育評価は、学校区の評価に適用さ
6 れるすべての要件を満たさなければなりません。

7
8 評価テスト中に学校区がお子様を教室で観察する場合、または学校
9 区の手続きで教室内の観察が規定されている場合は、現在のおよび提案さ
10 れている教育設備で独自教育評価のための同等の機会が提供されなければ
11 なりません。

12
13 貴殿が独自の判断でお子様を私立学校に進学させ、私立学校への進
14 学を公費で賄うことを提案する場合、学校区には、提案される場所と、そ
15 こでのお子様を観察する機会が与えられなければなりません。

16 (合衆国法典第 20 編第 1415 (b)(1) 条、連邦規則集第 34 巻第 300.502 条、
17 教育法第 56329 条)

18 IEP ミーティング

19
20 特別教育を受けている学生の保護者様として、貴殿には IEP (個別教
21 育プログラム) に関わるメンバーの一員となり、お子様の識別、評価テス
22 ト、教育的配備に関するあらゆる会議に参加する権利があります。IEP
23 (個別教育プログラム) とは、連邦法および州法に基づいて作成、レビュ
24 ー、改訂された障害児のための書面の文書を意味します。IEP は、お子様
25 の現在の学業成績と機能的能力のレベルを含み、お子様の教育を改善する
26 ために保護者様としての貴殿の懸念事項を考慮しなければなりません。保
27 護者様として、貴殿にはお子様の教育的配備に関する決定を下す、すべて
28 のグループのメンバーになる権利があります。また、貴殿には、お子様に
29 関する知識や特別な専門知識を持つ個人を IEP ミーティングに参加させる
30 権利があります。学校区は、要望に応じて、貴殿の母国語で書かれた IEP
31 のコピーを提供します。3 歳から 5 歳までのお子様の保護者様と学校区が

1 同意した場合、個別家族サービス計画（IFSP）を IEP として機能させるこ
2 とができます。

3
4 連邦法および州法では、16 歳で開始される最初の IEP には、そのお
5 子様の移行サービスの必要性について記述し、それ以降は毎年 IEP を更新
6 することが義務付けられています。16 歳の始め、またはそれ以下の場合、
7 IEP チームが適切と判断すれば、訓練、教育、雇用、適切な場合には自立
8 した生活スキルに関連する適切で測定可能な高等教育後の目標が必要です。
9 これには、お子様に必要な移行サービスの説明が含まれ、適切な場合には、
10 教育機関間の責任や連携の説明が含まれます。成人が持つ権利については、
11 お子様は 18 歳に達する少なくとも 1 年前からそのような権利が本人に知
12 らされていることを IEP に記載しなければなりません。カリフォルニア州
13 の法律では 18 歳になった時点で成人とみなされ、保護者様が裁判手続き
14 を通じてお子様の保佐人または青年後見人とならない限り、お子様は自分
15 の教育に関する決定をすることになります。

16
17 お子様のための IEP を作成する際に、IEP チームは、お子様の行動が
18 お子様の学習を妨げる場合には、積極的な行動介入戦略と支援を含めなけ
19 ればならず、適切な場合には、お子様の行動に対処するための積極的な行
20 動介入戦略と支援を含めた戦略を検討しなければなりません。貴殿のお子
21 様の通常教育の教師は、IEP チームとして、適切で積極的な行動介入戦略
22 の決定、および学校職員のための補足的な機関のサービス、プログラムの
23 修正、および学校担当者のサポートの決定を含む、お子様の IEP の開発に
24 適切な範囲で参加しなければなりません。

25
26 お子様の年次目標が達成されているかどうかを判断するために、IEP
27 は、少なくとも年 1 回、IEP チームによって見直され、以下の目的で IEP
28 を修正します。（1）年次目標や一般的なカリキュラムの中で、必要に応
29 じて予想される進歩の欠如に対処する、（2）再評価の結果に対処する、
30 （3）貴殿が提供したお子様に関する情報に対処する、（4）必要に応じて
31 お子様の予想されるニーズに対処する。貴殿のお子様も、通常教育を受け

1 ている学生と同様の方法で成績表を受け取ることとなります。貴殿と学校
2 区は、IEP に関わるメンバーのカリキュラムや関連サービスの分野がミー
3 ティングで修正や議論の対象とならないことを理由として、IEP チームの
4 出席が不要であると書面で合意することができます。さらに、IEP チーム
5 のミーティングでメンバーのカリキュラムや関連サービスの分野が修正や
6 議論の対象となる場合に、貴殿と学校区が、IEP チームのメンバーにミー
7 ティングの全部または一部の免除を書面で同意した場合、メンバーはミー
8 ティングに先立って、IEP の作成に関する意見を書面で貴殿と IEP チーム
9 に提出しなければなりません。州法では、貴殿が IEP チームの他のメンバ
10 ーに 24 時間前までに通知した場合、IEP ミーティングを録音テープで電子
11 的に記録する事ができます。学年度の年次 IEP ミーティングの後、貴殿と
12 学校区は、年次 IEP を変更するための IEP ミーティングを招集しないこと、
13 その代わりに現在の IEP を修正するための書面を作成することに書面で合
14 意することができます。

15 (合衆国法典第 20 編第 1414(d) 条、連邦規則集第 34 巻第 300.320～
16 300.324 条、教育法第 56032、56304、56341、56341.1、56341.5、56342.5
17 条、56345 条、カリフォルニア州規則集第 5 巻第 3040 条)

18 19 法の適正な手続き係属中の配置 20 (「ステイプット」)

21 障害児の保護者様として、貴殿がお子様の識別、評価、または配置
22 を巡って学校区との意見の相違に関係し、聴聞会の要求を提出した場合、
23 貴殿のお子様は、手続きの係属中、現在の教育上の配置に留まる（「ステ
24 イプット」）こととなります。貴殿と学校区が配置の変更合意するか、
25 学校区が裁判所の命令または聴聞官からの命令を受けない限り、お子さん
26 は手続きの係属中、現在の教育的配置にとどまります。入学時には、保護
27 者様の同意を得た上で、お子様は手続きが完了するまで公立学校のプログ
28 ラムに入ることとなります。この一般的な規則には例外があり、学校区は
29 限られた期間、お子様を別の教育環境に置くことができます。これらの例
30 外については、暫定的な代替教育環境に関する次のセクションで説明しま
31 す。

1 (合衆国法典第 20 編第 1415(j) 条、連邦規則集第 34 巻第 300.518 条、教
2 育法第 56505(d) 条)

3 4 暫定的な代替教育環境 5 懲戒手続

6 学校職員は、お子様が行動規範に違反した場合、(1) 適切な暫定的
7 な代替教育環境、(2) 別の教育環境、(3) 連続 10 日以内の停学処分
8 (障害のない児童に適用される範囲内)、および個別の非行行為に対して
9 同一学年内に連続 10 日以内の停学処分にお子様の配置を変更することが
10 できます。学校職員が同一学年度内で 10 日を超える配置の変更を求めた
11 場合、学校職員は、学生行動規範違反の原因となった行動がお子様の障害
12 の現れであるかどうかを判断しなければなりません。その行動がお子様の
13 障害の現れではないと判断された場合、学校職員は、障害のないお子様に
14 適用されるのと同じ手続きで貴殿のお子様を懲戒することができます。

15
16 学生行動規範の違反の原因となった行動が貴殿のお子様の障害の現
17 れであるかどうかを判断するために、学校区、貴殿、貴殿、および IEP チ
18 ームの関連メンバーは、お子様のファイルにあるすべての関連情報 (IEP、
19 教師の観察、貴殿が提供した関連情報など) のレビューを行い、問題の行
20 動がお子様の障害によって引き起こされたのか、またはお子様の障害と直
21 接かつ実質的な関係があるかどうかを判断しなければなりません。この
22 ミーティングは、懲戒処分の決定から 10 日以内に行われなければなりま
23 せん。IEP チームがその行為がお子様の障害の現れであると判断した場合、
24 IEP チームは、機能的行動評価テストを実施し、お子様の行動介入計画を
25 実施するか、既存の行動介入計画のレビューを行い、必要に応じて修正し
26 なければなりません。

27
28 学校職員は、以下のような場合には、その行動がお子様の障害の現
29 れであると判断されるかどうかに関わらず、最長 45 日間、お子様を暫定
30 的な代替教育環境に入れることができます。(1) 学校、学校敷地内、学
31 校の機能やアクティビティの場で、武器を持ち歩いたり、所持したりした

1 場合、(2) 学校、学校敷地内、学校の機能やアクティビティの場で、違
2 法薬物を故意に所持したり、使用したり、規制薬物を販売したり、販売を
3 勧誘したりした場合、(3) 学校、学校敷地内、学校の機能やアクティビ
4 ティの場で、他人に重傷を負わせた場合。IEP チームは、処分のための暫
5 定的な代替教育環境を決定します。
6

7 障害児が、同じ学年度で 10 日間、現在の配置から外された場合、そ
8 の後、学校区は、別の環境であっても、お子様が引き続き一般教育のカリ
9 キュラムに参加し、IEP 目標の達成に向けて前進できるように、サービ
10 スを提供しなければなりません。適切な場合、お子様は、機能的行動評価テ
11 ストおよび行動違反を再発させないように対処するための修正した行動介
12 入サービスを受けることができます。
13

14 学校区は、貴殿のお子様に対する懲戒処分の決定が下される日まで
15 に、その決定を貴殿に通知し、手続き上の保護措置を貴殿に通知しなけれ
16 ばなりません。配置に関する決定、またはお子様の兆候に関する決定に同
17 意できない場合、要求の日から 20 日以内に、迅速な聴聞会を要求するこ
18 とができます。聴聞会の係属中、貴殿と学校区が別段の合意をしない限り、
19 貴殿のお子様は聴聞官の決定が出るまで、あるいは 45 日間のいずれか短
20 い方の期間、暫定的な代替教育環境に留まることとなります。学校区が、
21 貴殿のお子様や他の人にとって現在の教育環境に戻るものが危険であると
22 判断した場合、学区は緊急聴聞会を要求することができます。
23

24 聴聞官は、貴殿のお子様を現在の配置にとどめておくことが、貴殿
25 のお子様や他の人に危害を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、45 日
26 を超えない範囲で、適切な暫定的な代替教育環境へのお子様の配置変更を
27 命じることができます。

28 (合衆国法典第 20 編第 1415(k) 条、連邦規則集第 34 巻第 300.530 条、教
29 育法第 48915.5 条)
30
31

1 私立学校に通う障害児

2 私立学校に在籍する障害児に対する学校区の義務は限定的です。
3 IDEA の下では、「保護者が私立学校に通わせている障害児は、公立学校に
4 入学した場合に受けるであろう特別教育および関連サービスの一部または
5 全部を受け個人を有しない」とされています。学校区は、宗教的
6 に提携している学校や、私立学校に通う、特別教育や関連サービスを必要
7 としているすべての学齢期の障害児を探し出し、特定し、評価しなければ
8 なりません。このような活動は「子供探し」と呼ばれています。私立学校
9 が所在する学校区（「管轄学校区」とも呼ばれる）は、私立学校に通う障
10 害児を対象とした「子ども探し」を実施する責任があります。管轄学校区
11 が、障害児の保護者様の居住区と異なる場合、管轄学校区は保護者様の住
12 居がある学校区と協力してお子様の評価を行うことができます。

13
14 私立学校に在籍する障害児は、私立学校と保護者様との協議により
15 決定された公平な特別教育サービスを受けることができます。このような
16 公平なサービスを受けるためには、私立学校の学生のために「サービス計
17 画」を作成し、保護者様が同意しなければなりません。私立学校の所在す
18 る学校区は、「サービス計画」の作成と実施に責任を負います。

19
20 もしお子様が私立学校に通っている場合、貴殿には学校区の「子供
21 探し」に関してのみ、法の適正な手続きの苦情を訴える権利があります。
22 法の適正な手続きの苦情は、私立学校の所在する学校区、管轄学校区、お
23 よびカリフォルニア州教育省（CDE）に提出しなければなりません。しか
24 し、私立学校に通っている障害児にはサービスを受ける権利が原則的には
25 ないため、サービス計画に関する苦情は、CDE のコンプライアンス苦情手
26 続きに従ってのみ提出することができます。

27 （合衆国法典第 20 編第 1412(a)(10)(A)条、連邦規則集第 34 巻第 300.130
28 ~300.144 条、教育法第 56170~56177 条）

保護者様の独自の判断による私立学校への配置

1 学校区が貴殿のお子様²に無料で適切な公的教育を提供した後、貴殿
3 が独自の判断でお子様を私立学校に通わせることを決定した場合、学校区
4 は貴殿のお子様の教育コストを支払う必要はありません。特別教育と関連
5 サービスを含む私立学校のコストの払い戻しを学校区から受けるためには、
6 まず学校区の同意を得て、学校区には貴殿のお子様のための適切なプログ
7 ラムがないことを立証しなければなりません。以下の場合、払い戻しが拒
8 否されたり、減額されたりすることがあります。1) 公立学校からお子様
9 を退学させる前に出席した直近の IEP ミーティングで、貴殿の懸念と公費
10 で私立学校に入学させる意思を含め、お子様に無料で適切な公的教育を提
11 供するために学区が提案した配置を拒否する旨を IEP チームに伝えなかつ
12 た場合、または、2) 公立学校からお子様を退学させる少なくとも 10 営業
13 日前に、学校区が提案した学校配置に関する懸念と、公費で私立学校に入
14 学させる意思を学校区に書面で通知しなかった場合。

15 公立学校からお子様を退学させる前に、学校区が貴殿のお子様を評
16 価することを希望し、評価の目的を示している旨を学校区が貴殿に通知し
17 た場合、貴殿はお子様を評価できるようにしなければなりません。貴殿が
18 これらの要件を遵守していない場合、裁判所または聴聞官は、貴殿が不当
19 に振る舞い、一方的にお子様を公立学校から退学させ、私立学校に入学さ
20 せたと判断する場合があります。裁判所または聴聞官は、貴殿が以下の 1
21 つ以上を示すことができなければ、貴殿の払い戻しを拒否することができ
22 ます。1) 貴殿は読み書きができず、英語で書くことができない、または、
23 2) 学校区の配置は、貴殿のお子様²⁴に身体的または深刻な精神的危害をも
24 たらす。

25 (合衆国法典第 20 編第 1412(a)(10)(C)条、連邦規則集第 34 巻第 300.148
26 条、教育法第 56175~56177 条)

苦情を提示し解決する機会

A. 州の苦情手続き

27
28
29
30 IDEA は、保護者様に、お子様の識別、評価、教育的配置、またはお
31 子様への無料で適切な公的教育の提供に関連するあらゆる問題についての

1 苦情を提示し、解決する機会を与えています。書面による苦情は、学校区
2 または州または連邦機関に、以下に記載されている住所宛で提出すること
3 ができます。コンプライアンスの苦情は、苦情受領日から 1 年以内に発生
4 した違反を報告しなければなりません。また、州政府機関に苦情を提出す
5 る際に、その苦情の書面のコピーを、そのお子様を養育している学校区に
6 も提出しなければなりません。学校区、州または連邦政府機関は、苦情受
7 領日から 60 日以内に、その問題についての決定を下すことができます。
8 学校区に提出された苦情については、学校区の決定を受けてから 15 日以
9 内に、カリフォルニア州教育省（CDE）に学校区の決定に対する不服を申
10 し立てることができます。苦情は、直接 CDE に提出することもできます。
11

12 また、差別、ハラスメント、脅迫、いじめの事例を報告するために、
13 コンプライアンスの苦情プロセスを利用することもできます。苦情は、事
14 件が発生した日、または事件が発生したことを初めて知った日から 6 カ月
15 以内に学校区に提出しなければなりません。苦情の調査を実施し、完了し、
16 決定を下すまでのスケジュールは前項に記載されています。
17

18 Irvine Unified 学校区
19 宛先 : Melanie Hertig, Executive Director
20 5050 Barranca Parkway, Irvine, CA 92604
21 電話番号 : 949-936-5230
22 ファックス番号 : 949-936-5239
23

24 [カリフォルニア州教育省
25 特別教育課
26 手続き上の保護措置紹介サービス]
27 California Department of Education
28 Special Education Division
29 Procedural Safeguards Referral Service
30 1430 N Street, Suite 2401
31 Sacramento, California 95814

1 電話番号：1-800-926-0648
2 ファックス番号：(916) 327-3704
3 <http://www.cde.ca.gov/re/cp/uc/index.asp>
4

5 [アメリカ教育省
6 公民権局]
7 United States Department of Education
8 Office for Civil Rights
9 50 Beale Street, Suite 7200
10 San Francisco, CA 94105
11 電話番号：(415) 486-5555
12 ファックス番号：(415) 486-5570
13 TDD：(800) 877-8339
14 <http://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/index.html>
15

16 学校区は、学校区への苦情提出を勧めています。私たちは貴殿と面
17 談し、苦情をタイムリーに調査し、懸念事項の解決を試みます。学校区は、
18 苦情を提出するための秘機密保持の手続きを確立しています。苦情のフォ
19 ームは学校区から入手できます。

20 (合衆国法典第 20 編第 1415(b)(6) 条、連邦規則集第 34 巻第 300.153 条、
21 教育法第 56500.2 条、カリフォルニア州規則集 (CCR) 第 5 巻第 4600 条)
22

23 B. 仲裁措置および法的手続きによる聴聞会

24 IDEA は、貴殿のお子様の識別、評価テスト、教育的配置、または
25 FAPE の提供に関して、仲裁と公平な聴聞会の手続きを確立することを各州
26 に要求しています。貴殿または学校区は、仲裁のみの要請または聴聞会の
27 申し立てを行うことができます。
28

29 仲裁のみまたは聴聞会の申し立てには、お子様の名前と住所、生年
30 月日、学年、通学している学校名、保護者様の情報、仲裁の当事者、問題
31 の性質の説明（そのような問題に関する事実を含む）、問題の解決策の提

1 案が含まれていなければなりません。CDE は、仲裁のみまたは聴聞会の要
2 求を提出する際に役立つモデルフォームを作成しました。これらのモデル
3 フォームには、以下からアクセスすることができます。

4 <http://www.dgs.ca.gov/oah/home/forms.aspx>

5
6 貴殿は、仲裁のみまたは聴聞会の申し立てを学校区に送達し、その
7 写しを以下の住所にある行政審問所に提出しなければなりません。

8 [行政審問所

9 宛先：特別教育課]

10 Office of Administrative Hearings

11 Attn: Special Education Division

12 2349 Gateway Oaks Drive, Suite 200

13 Sacramento, CA 95833-4231

14 電話番号：(916) 263-0880

15 ファックス番号：(916) 376-6319

16 SEFilings@dgs.ca.gov

17
18 カリフォルニア州では、仲裁は任意です。貴殿は、聴聞会または仲
19 裁のみを要求することができます。仲裁のみとは、聴聞会を要求せずに仲
20 裁を要求することを意味します。仲裁は、非対立的な方法で行われる非公式な
21 手続きです。貴殿が仲裁のみを依頼した場合、貴殿と学校区は、仲裁が予
22 定されている旨の通知を受け取ります。その通知には、仲裁の日時と場所、
23 事例を担当する知識豊富で公平な仲裁人の名前、住所、電話番号が記載さ
24 れています。仲裁は、行政審問所の要求の受領から 15 日以内にスケジュ
25 ールされる必要があります。弁護士は、仲裁のみに出席することはできま
26 せん。ただし、貴殿または学校区には、弁護士以外の代理人が同行し、助
27 言を受けることができます。仲裁中に貴殿と学校区が行った陳述は機密事
28 項であり、聴聞会や法廷での訴訟に使用することはできません。仲裁中に
29 合意に達した場合は、書面にして、すべての当事者が署名しなければなり
30 ません。また、聴聞会よりも対立的でない裁判外紛争解決手続（ADR）を
31 用いて紛争を解決するよう学校区に依頼することもできます。ADR と仲裁

1 は、紛争を解決するための任意の方法です。紛争が仲裁または ADR で解決
2 されない場合は、聴聞会を持つことができます。仲裁または ADR は、聴聞
3 会を要求するための前提条件ではありません。
4

5 聴聞会とは、貴殿と学区が証人、証拠書類、論争の特別教育問題
6 に関するそれぞれの立場を支持する口頭および書面による弁論を行う機会
7 となる正式な手続きのことです。貴殿は聴聞の間、いつでも仲裁会議を要
8 求することができます。聴聞会の要請は、貴殿または学区が聴聞会の苦
9 情の根拠となる申し立てられた行為を知った、または知るべきであった日
10 から 2 年以内に提出しなければなりません。聴聞会の要請が受領されると、
11 貴殿と学区は、聴聞会の日時と場所が記載された通知を行政審問所から
12 受け取ります。貴殿の第一言語が英語以外の言語、またはその他の伝達手
13 段である場合、公聴会では貴殿のために通訳が用意されます。
14

15 公平な聴聞会の機会に先立ち、聴聞会の苦情の受領から 15 日以内に、
16 学区は、貴殿と、苦情で提起された事実について具体的な知識を持つ
17 IEP チームの関連メンバーとの問題解決のためのミーティングを招集する
18 義務があります。そこでは、貴殿の苦情と苦情の根拠となる事実について
19 話し合うことができ、学区は苦情を解決する機会を与えられます。問題
20 解決のためのミーティングには、学区を代表して意思決定権を有する学
21 校区の代表者が参加する必要がありますが、保護者様が弁護士を同伴しな
22 い限り、学区を代理する弁護士を参加させる必要はありません。問題解
23 決のためのミーティングに関連して弁護士費用を支給することはできませ
24 ン。学区が同意しない限り、問題解決のための義務的ミーティングを放棄
25 することはできません。問題解決のための義務的ミーティングで苦情の解
26 決がなされた場合、当事者は法的拘束力のある合意書に署名しなければな
27 りません。学区が苦情を受理してから 30 日以内に苦情を貴殿が満足す
28 るように解決できなかった場合は、聴聞会を進めることができ、聴聞会に
29 適用されるすべてのタイムラインが開始されるものとします。
30
31

1 聴聞の内容は、聴聞会の苦情で提起された問題に限定されます。公
2 平な聴聞官が聴聞会を主宰します。貴殿には、弁護士、特別なニーズを持
3 つお子様たちの問題に関連した特別な知識や訓練を受けた個人の同伴と助
4 言を受ける権利、証拠を提示する権利、書面および口頭での弁論を行う権
5 利、証人に対峙し、反対尋問を行い、証人の出頭を強制する権利、書面ま
6 たは電子的に口頭で記録された聴聞会記録を受け取る権利、および書面に
7 による事実認定と決定を受ける権利があります。

8
9 聴聞会の少なくとも 10 日前までに、貴殿と学校区は、聴聞会で決定
10 されるべき問題とその解決案、および聴聞会で弁護士が代理人を務めるか
11 どうかについて、相互に通知しなければなりません。聴聞会の少なくとも
12 5 営業日前までに、貴殿と学校区は、完了した評価を含め、聴聞会で紹介
13 する予定のすべての証人と証拠を相手に開示しなければなりません。それ
14 が行えない場合、聴聞会では、証人、証拠、評価などを証拠として持ち込
15 むことはできません。

16 一般的に、聴聞官の決定は、貴殿のお子様 が FAPE を受けたかどうか
17 の判断に基づいて、実質的な根拠に基づいて行われなければなりません。
18 聴聞官は最終的な決定を下し、行政審問所または州教育長からの聴聞会の
19 要請を受けてから 45 日以内に最終決定に至り、決定書のコピーを貴殿と
20 学校区に郵送しなければなりません（正当な理由により継続が許可された
21 場合を除く）。聴聞会でなされた決定は最終的なものですが、聴聞に関与
22 した当事者が、法の適正な手続きの苦情の所見および決定に関連して民事
23 訴訟を提起することにより、その決定に不服を申し立てる場合はその限り
24 ではありません。

25 (合衆国法典第 20 編第 1415(b)(7)(a)~1415(j)条、連邦規則集第 34 巻第
26 300.506~-300.518 条、教育法第条、56500.3 条、56502~56507 条、カリ
27 フォルニア州規則集第 5 巻第 3082 条)

28 民事訴訟

29
30 貴殿または学校区は、民事訴訟を提起することにより、聴聞官の決
31 定に不服を申し立てることができます。この訴えは、聴聞官の決定の日か

1 ら 90 日以内に行わなければなりません。民事訴訟では、行政手続の記録
2 と謄写を裁判所に提出するものとします。裁判所は、いずれかの当事者の
3 要求に応じて追加の証拠を審理することができ、証拠の優越に基づいて決
4 定しなければなりません。訴訟は、米国地方裁判所またはオレンジ郡高等
5 裁判所に提出することができます。

6 (合衆国法典第 20 編第 1415(i) 条、連邦規則集第 34 巻第 300.514 条、
7 300.516 条、教育法第 56505 条(k))

9 弁護士報酬

10 合衆国地方裁判所またはオレンジ郡高等裁判所は、聴聞会または民
11 事訴訟の勝訴当事者には合理的な弁護士費用を授与する権限を有しており、
12 また、弁護士が提出した苦情またはその後の訴因が軽薄、不合理、または
13 根拠のないものである場合、または苦情またはその後の訴因が嫌がらせ、
14 不必要な遅延を生じさせるため、または訴訟費用を不必要に増加させるた
15 めに提出された場合には、学区が合理的な弁護士コストを授与する権限
16 を定めています。授与される弁護士費用は、訴訟または訴訟手続が発生し
17 た地域社会の実勢に基づきます。聴聞会の少なくとも 10 日前に学区か
18 ら書面による和解案の申し出を受けても、裁判所または聴聞官が、貴殿が
19 最終的に得た救済が書面による和解案よりも有利ではないと判断した場合、
20 貴殿に弁護士費用は支給されません。ただし、貴殿が和解案を拒否したこ
21 とが実質的に正当化された場合、または学区が手続きを不当に長期化さ
22 せた場合は、弁護士費用は減額されません。

24 貴殿が論争の最終的な解決を不当に長引かせた場合、または要求さ
25 れた費用の額が不当である場合、弁護士費用および関連費用は支給されな
26 い場合があります。さらに、行政手続または司法訴訟の結果として IEP チ
27 ームミーティングが招集された場合を除き、問題解決のためのミーティ
28 ングまたは IEP チームミーティングに出席するために費やされた弁護士の時
29 間に対しては、弁護士費用または関連費用は支給されません。

30 (合衆国法典第 20 編第 1415(i) (3) 条、連邦規則集第 34 巻第 300.517 条、
31 教育法第 56507(b) 条)

州立特別学校

CDE が運営する州立特別学校は、3 つの施設で聴覚障害者、難聴者、盲目者、視覚障害者、視聴覚障害者である学生にサービスを提供しています。フリーモントとリバーサイドのカリフォルニアろう学校とフリーモントのカリフォルニア盲学校です。州立ろう学校では乳幼児から 21 歳まで、カリフォルニア盲学校では 5 歳から 21 歳までの学生を対象としたレジデンシャル・プログラムとデイ・スクール・プログラムを提供しています。州立特別学校では、評価テストサービスと技術支援も提供しています。州立特別学校の詳細については、カリフォルニア州教育省のウェブサイト <http://www.cde.ca.gov/sp/ss/> をご覧になるか、お子様の IEP チームのメンバーにお尋ねください。

(教育法第 56321.6 条)

公的給付金または保険の利用に関する 権利の通知

本通知は、貴殿のお子様が IDEA の下で特別教育サービスを受けている、または受けることがよう、御父母様、法定後見人、代理養育者、または法廷が任命した教育権保有者様に送付されています。IDEA は、学校区がお子様の公的給付金（メディカル）や保険を使って特別教育や関連サービスへの支払いを行おうとする場合、貴殿の権利と保護について事前に書面で通知することを定めています。本通知は、学校区が貴殿のお子様の公的給付金や保険を初めて使用しようとする前に、そしてその後は毎年送付されます。

貴殿の書面による同意により、学校区は、カリフォルニア州医療保険プログラムなどのお子様の公的給付金または保険プログラムに請求書を提出することができます。

学校区は、貴殿のお子様が IDEA の下で FAPE を受けるよう、貴殿に対して公的給付や保険プログラムへの契約や登録を要求することはできま

1 せん。学校区は、控除金額や自己負担金の支払いなどの自己負担額の支払
2 いを貴殿に要求することはできません。次の場合、公的給付金や保険制度
3 を利用して、学区がお子様の給付金を使うことはできません。(1) 利用可
4 能な終身保険またはその他の被保険者給付金を減少させる場合、(2) お子
5 様が学校にいる時以外にもサービスを必要とするため、公共給付または保
6 険プログラムでカバーされてるはずのサービスの費用を支払わなければな
7 らない場合、(3) 保険料を増加させるか、公共給付または保険の廃止につ
8 ながる場合、(4) 健康関連支出の総額に基づいて、家庭や地域社会に基づ
9 く免除の資格を失う危険性がある場合

10 (合衆国法典第 34 編第 300.154(d) (1) (2) (i) ~ (v)、(e) 条、教育法第
11 56363.5 条)

12
13 **貴殿には以下の権利があります。**

- 14
15 ● IEP や評価テスト報告書など、お子様個人を特定できる情報を含む教
16 育記録を Medi-Cal やその他の公的給付金や保険プログラムに開示し
17 て請求を行うことについて、学校区に書面による同意を自主的に提
18 供する権利。
- 19
20 ● 家族教育権とプライバシー法 (FERPA、米国法典第 20 編第 1232 条
21 (g)、連邦規則第 34 編第 99 号) および IDEA (米国法典第 20 編第
22 1400 条)、連邦規則第 34 編第 300 号) に従った貴殿の権利に基づき、
23 **いつでも**お子様個人を特定できる情報を Medi-Cal、またはその他の
24 公的給付や保険プログラムに開示することへの同意を取り消す権利。
- 25
26 ● 請求目的で Medi-Cal、その他の公的給付金や保険プログラムにお子
27 様の個人情報を開示することへの同意を拒否する権利。同意がない
28 場合、学校区は、貴殿やお子様の公的給付や保険を利用することは
29 できません。

- 1 • 貴殿が、Medi-Cal、その他の公的給付または保険プログラムにお子
2 様の個人識別情報を開示する同意を撤回した場合、または同意を拒
3 否した場合でも、貴殿の費用負担なしでお子様 FAPE を継続して受
4 けさせる権利。

5
6 学校区が Medi-Cal やその他の公的給付または保険プログラムを使用
7 して、対象となる特別教育および関連サービスの支払いを行う同意を貴殿
8 が撤回した場合、または同意を提供することを拒否した場合でも、学校区
9 は、必要とされるすべての特別教育および関連サービスが貴殿の費用負担
10 なしで継続して提供されるようにしなければなりません。

11
12 学校区が個人識別情報を開示することを許可する場合、以下の「個
13 人情報開示同意書」に署名・捺印し、学校区が開示する可能性のある個人
14 情報、開示の目的、学校区が情報を開示する可能性のある機関を明記して
15 ください。

1
2 **個人情報開示同意書**
3

4 私は、 _____ 学区が私または私の子供の公的給付金や
5 保険を、IDEA の下での特別教育や関連サービスの支払いに使用する場合は
6 あることを理解し、同意します。私はさらに、 _____ 学区が、
7 子供に提供される可能性のあるサービスに伴う記録や情報に含まれる子供
8 の個人識別情報、 _____
9 [INSERT ANY OTHER INFORMATION REQUIRED TO BE DISCLOSED] を、Medi-
10 Cal、 _____ [INSERT ANY ADDITIONAL PUBLIC BENEFITS
11 PROVIDER OR INSURANCE] に開示することに同意するものとします。保険
12 または Medi-Cal の識別番号： _____。
13
14 _____

15 御父母様・保護者・成人の学生 御父母様・保護者・成人の学生 日付
16 の氏名 の署名
17

18
19 お子様の名前： _____
20 D.O.B. _____
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31